

収入  
印紙

## 単価契約書(案)

公立学校共済組合北海道支部（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により給付金決定通知書及び給付金等決定者一覧通知書の印刷製造について、次のとおり契約する。

### （総則）

**第1条** 乙は、仕様書、見本等（以下「仕様書等」という。）と次に掲げるところにより、物品の製造等を行うものとする。

(1) 品名

- ア 納付金決定通知書  
イ 納付金等決定者一覧通知書

(2) 単価

- |                |       |   |   |   |
|----------------|-------|---|---|---|
| ア 納付金決定通知書     | 1葉当たり | 金 | 円 | 銭 |
| イ 納付金等決定者一覧通知書 | 1通当たり | 金 | 円 | 銭 |

上記価格に消費税及び地方消費税の額を加算する。

(3) 契約期間 令和8年3月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所 公立学校共済組合北海道支部

(5) 納入期限 原則、毎月10日及び28日の送金日の3営業日前の午後2時まで

ただし、土・日・祝日及び年末年始等により送金日の変更がある場合は、スケジュールを事前に協議する。

**2** 乙は、仕様書等に明示されていないものがある場合、甲と協議して処理するものとする。

### （契約保証金）

**第2条** 地方公務員等共済組合法施行規程第32条第1項ただし書きにより免除する。

### （材料の支給等）

**第3条** 物品の製造のために使用する材料の全部又は一部を甲から乙に支給する場合における品目、数量、材質、その他の必要な事項については、仕様書等に定めるところによる。

**2** 乙は、前項により材料の支給を受けた時は、遅延なく、受領書を甲に提出しなければならない。

**3** 乙は、引渡しを受けた材料のうち不要となったものがあるときは、速やかに甲に返還しなければならない。

### (使用材料の品質等)

**第4条** 乙は、物品の製造のために使用する材料のうち、乙において調達するものの品質、銘柄等が仕様書等に明示されていないときは、それぞれ中等以上のものを使用しなければならない。

### (納入及び検査)

**第5条** 乙は、第1条第1項第4号の納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けた時は、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを補修し、又は代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。  
この場合においては、前3項の規定を準用する。

- 5 第2項（前2項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、乙の負担となる。

### (中間検査)

**第6条** 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について乙に報告を求めることができる。

- 2 第5条第5項の規定は、中間検査に準用する。

### (代金の支払)

**第7条** 甲は物品の引渡しを受けた後、請負代金を、甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、＜公立学校共済組合北海道支部出納役＞勤務の場所において支払うものとする。

### (危険負担行為)

**第8条** 第5条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害及び第3条第1項の規定により支給された材料を滅失又は損傷により生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

### (契約不適合責任)

**第9条** 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、

甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

**3** 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (履行遅延)

**第10条** 乙は、第1条第1項第5号の納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならぬ。

**2** 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第5条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入期限後となるときには、当該合格しない物品の検査に甲が要した日数を除く。）に応じ、当該延滞に係る物品の請負代金につき年 $2.5\%$ パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

**3** 前項の、違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。

**4** 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間に内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ当該未払額につき年 $2.5\%$ パーセントの割合で計算して得た額の遅延損害利息を乙に支払うものとする。

この場合において、甲が乙に対し口頭または文書で請負代金を支払う旨の通知をした日の翌日以後の期間は、約定期間に算入しないものとする。

**5** 甲がその責めに帰すべき理由により検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了日の翌日から検査を行った日までの期間日数は、約定期間の日数

から差し引くものとし、また、当該延滞期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

**(権利又は義務の譲渡等)**

**第11条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

**(一括委任又は一括下請負の禁止)**

**第12条** 乙は、物品の製造（改造、修繕）の全部若しくは大部分又は甲の指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

**(契約の解除)**

**第13条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙がこの契約に違反し、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出た場合

(3) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の

相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 乙は、前項の規定により、この契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めた額の賠償金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

**第 14 条** 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当する時は、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下「排除措置命令」という。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が、納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下「納付命令」という。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対

する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があつたとされる期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は地方公務員等共済組合法施行規程第30条第2項の規定による見積書の徵取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)。

- (6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

#### (受注者の契約解除権)

- 第15条** 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたときは、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

#### (不正行為に伴う賠償金)

- 第16条** 乙は、この契約に関して第14条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の引渡しをうけた物品の請負代金の合計額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない物品の請負代金に係る賠償金については、当該物品の請負代金が確定した都度、前項の規定中「毎月の引渡しを受けた物品の請負代金の合計額」とあるのは「毎月の引渡しを受けた物品の請負代金」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 甲は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

**4** 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

**(費用の負担)**

**第17条** この契約に係る物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

**(管轄裁判所)**

**第18条** この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

**(秘密の保持)**

**第19条** 乙は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

**2** 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

**(個人情報の保護)**

**第20条** 乙は、個人情報の保護について細心の注意をもって管理するものとする。

**2** 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

**(契約に定めのない事項)**

**第21条** この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

札幌市中央区北3条西7丁目  
甲　　公立学校共済組合北海道支部  
　　　　支部長 中島俊明

乙

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

公立学校共済組合北海道支部（以下「委託者」という。）から個人情報を取り扱う業務の委託を受けた受託者（以下「受託者」という。）は、契約書、仕様書等に定める事項のほか、この特記事項に従って契約を履行しなければならない。

#### （個人情報の保護）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、「公立学校共済組合個人情報保護規程」（以下「保護規程」という。）その他関係法令に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

なお、この契約による業務を処理する上で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項及び第2条第8項に定める個人番号及び個人番号をその内容に含む特定個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」や個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

#### （定義）

第2 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 保護規程第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (4) 特定個人情報等 個人情報、特定個人情報及び個人番号を総称したものをいう。

#### （責任体制の整備）

第3 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### （作業責任者等の届出）

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、作業責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、作業従事者に、作業責任者の指示に従い本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第5 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
  - 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第6 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第7 受託者は、本委託等業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を、他に漏らさないようにしなければならない。
  - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
  - 4 受託者は、顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日（最終改定：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。
  - 5 受託者は、本委託等業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受託者は、本委託等業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第9 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報等が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (個人情報等の安全管理措置)

- 第11 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報等を保持している間は、漏えい、漏示、毀損及び滅失することのないよう、各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報等を取り扱う事務の範囲及び同事務に従事する作業責任者及び作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業責任者及び作業従事者の監督及び教育を行うこと。
- (4) 個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。
- (6) この契約による業務を処理するするために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用しないこと。
- (7) この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。
- (8) 個人情報等を保管する際は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
- (9) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を講じること。
- (10) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検を行うこと。

#### (目的外利用及び第三者への提供の禁止)

- 第12 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報等について、委託者の指示又は承諾を得ることなく本託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

#### (受渡し)

第13 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報等の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報等の返還、消去又は廃棄)

第14 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報等について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受託者は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

2 受託者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報等を廃棄する場合には、当該個人情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報等を消去又は廃棄した場合には、消去又は廃棄した日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第15 受託者は、委託者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報等の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第16 委託者は、本委託等業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができるものとし、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第17 受託者は、本委託等業務に関し個人情報等の漏えい等の事故（そのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可

可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、委託者が事実関係の公表に当たって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(契約解除)

第18 委託者は、受託者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、委託者は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第20 この特記事項について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。